

憲法しんぶん速報版

第 126 号

2005 年 10 月 19 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

侵略戦争美化し、違憲判決に挑戦

小泉首相の靖国神社参拝に抗議

小泉首相は 17 日、靖国神社への参拝を強行しました。改憲案の作成を自民党に指示した小泉首相のこの暴挙は、侵略戦争を美化する改憲勢力の歴史観をあらためて表明したものです。憲法会議はただちに、歴史研究団体などをつくる『建国記念の日』に反対し思想・信教の自由を守る連絡会」の名で抗議の声明を発表しました。

小泉首相に抗議文を提出

憲法会議の川村俊夫事務局長は 19 日、安保破棄中央実行委員会の早坂義朗事務局長、全労連の西川征矢副議長らと内閣府を訪れ、応対した山田哲範大臣官房調査役に、小泉首相の靖国神社参拝に強く抗議し、抗議文を手渡しました。川村事務局長はこのなかで、靖国神社への参拝は侵略戦争を美化するものであり、また違憲判決が確定している参拝を繰り返すことは司法への挑戦であることを厳しく指摘しました。

憲法・靖国・歴史観でシンポも

「思想・信教の自由を守る連絡会」は 12 月 17 日、憲法改悪や靖国参拝をめぐるシンポジウムを開きます。報告者は、隅野隆徳(専修大名誉教授)、山

◇当面の予定◇

<11・3 シンポジウム 憲法 9 条の輝きを 21 世紀の日本と世界に一自民党改憲案を斬る>

- ◇とき 11 月 3 日 午後 1 時
- ◇ところ 全労連会館 2 F
- ◇報告者 上田耕一郎 (共産党副委員長) / 小澤隆一 (静大) / 中村方子 (中大名誉教授)

<憲法会議・拡大常任幹事会>

- ◇とき 11 月 20 日 10 時～16 時
- ◇ところ 東京・新宿農協会館
- ◇議題 自民党「新憲法草案」と当面の運動について

田朗(明治大教授)、糸井玲子(日本基督教団)の 3 氏。午後 1 時 30 分より、豊島区ラバスホールで。

小泉首相の靖国神社参拝強行に怒りをこめて抗議する

小泉首相は 10 月 17 日、靖国神社例大祭にあわせて靖国神社参拝を強行した。小泉首相の靖国参拝に対しては、アジア各国はもちろん、自民党の一部など保守的立場の人々も含め、国内外の各方面から批判が相次いでいたものである。さらに 9 月 30 日に大阪高裁が出した小泉首相の靖国参拝を違憲とする判決が確定している。これらをまったく無視し、司法の判断にすら挑戦するかのごとく行なわれた今回の靖国参拝に対し、私たちは大きな怒りを込めて抗議するものである。

靖国神社が、誤ったアジア侵略戦争に国民を動員する役割を一貫してはたしてきたこと、今日においても日本の行なった侵略戦争を賛美しつづけていることは周知の事実である。しかも A 級戦犯として処罰された者を合祀し、アジア侵略戦争の責任者に対して崇敬の念を表す場となっている。このような性格をもつ靖国神社に首相が参拝することは、日本国憲法の根本的理念となっている侵略戦争への反省を根底から否定し、日本国憲法そのものを公然と否定することにほかならない。それは同時に、戦後の国際社会を支えてきた根本理念を否定することでもあり、アジア諸国のみならず全世界の諸国民に公然と敵対する行為といわなければならない。このような行為は絶対に許されるものではなく、全世界からの抗議と非難をまきおこし、日本を国際的孤立に導く重大な結果をもたらすであろう。

また首相の靖国神社参拝は、大阪高裁の判決も示している通り、特定の宗教施設を国が支援することであり、憲法第 20 条が定める政教分離の原則に違反するものである。さらに合祀者遺族からの合祀取り下げ要求にも一切応じない靖国神社の態度は、憲法 20 条が保障する信教の自由を侵すものであり、首相の靖国神社参拝はこのような違憲行為をも支援するものであって、いずれも憲法の原則に照らして許されないものである。

日本国憲法の原則に立脚して、言論・思想・信教の自由を守り抜く立場から「紀元節」復活、「建国記念の日」に反対してきた私たちは、以上の理由から、小泉首相の靖国神社参拝に厳重に抗議する。

2005 年 10 月 18 日

「建国記念の日」に反対し思想・信教の自由を守る連絡会

事務局団体＝憲法会議／歴史学研究会／歴史科学協議会／東京歴史科学協議会／東京都教職員組合／歴史教育者協議会